

不利益処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発) (06-6208-7837)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	再開発会社の施行認可の取消し
概要	市長は、再開発会社が都市再開発法第125条の2第3項の規定による命令に従わないときは、権利変換期日前又は管理処分計画の認可の公告の日前に限り、施行の認可を取り消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	都市再開発法 第125条の2第4項
処分基準	◎市長は、違反是正の命令に従わない再開発会社に対して、施行認可を取り消すことの公益性とその措置に伴う影響とを比較衡量して、施行認可の取消しが公益に著しい障害を与えないと認められる場合には、施行認可を取り消します。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000466563.html
備考	